

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）【教育学部】

教育学部は、教育に関する専門力と実践力を有し、高い倫理性と絶えざる向上心を備えた「教育プロフェッショナル」として、自律的・協働的に教育に貢献し得る者に対して、学士（教育学）の学位を授与します。

具体的にはつぎの目標に達していることが学位取得の要件となります。

- ・教育学の専門的な知識や技能を修得し、教育現象を深く洞察できる力を修得していること。
- ・教育者としての倫理観や向上心を持ち、教育実践を主体的に推進できる力を修得していること。
- ・地域社会で活躍する教育者として、日々変化する教育課題の解決に貢献し続ける力を修得していること。

各課程・専攻では、教育学部のディプロマ・ポリシーに加え、課程・専攻別に以下の内容を修得していることを求めます。

【学校教育教員養成課程】

（初等中等教育専攻）

- ・各教科の専門的知識に基づき、小学校及び中学校において指導する力
- ・地域の教育課題に対応できる広い視野をもち、考え向き合っていく力

（特別支援教育専攻）

- ・障害等の特別な教育的ニーズを教育、心理、病理などの多方面から理解し支援するための基礎的・専門的知識
- ・各教科の専門的知識及び特別支援教育に関する基礎的・専門的知識に基づき、学校で生かす実践的な力

【養護教諭養成課程】

- ・健康教育と健康管理によって、児童・生徒の発育発達を支援するために必要な専門的知識
- ・専門的知識を学校で生かす実践的な力